

千歳市森林整備計画

計画期間

〔 自 令和 5年 4 月 1 日

至 令和 15年 3 月 31 日 〕

令和7年4月 変更（案）

北 海 道
千 歳 市

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 転用等に伴う民有林面積の変更・ 石狩空知地域森林計画の変更に伴う記載内容の修正
変更計画が 有効となる 年月日	令和7年 4月 1日

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備の方法に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	23
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他	24
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	30
別表2	公益的機能別施業森林における施業方法	35
別表3	鳥獣害防止森林区域	38

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、北海道の中南部・石狩平野の南端に位置し、札幌市・苫小牧市など4市4町に隣接しています。市域は東西に長く西高東低の地形になっており、東部に農村地域、中央部に市街地、西部は那須火山帯に属する溶岩円頂丘をもつ樽前山や恵庭岳などの活火山が連なる山岳地形の国立公園支笏湖地域で、同地域内の支笏湖温泉を中心としてレクリエーションの場として賑わっています。

森林面積は、**31,809**ha で森林率は約54%となっており、そのうち約82%が市街地西部から国立公園支笏湖地域を含む国有林で占められています。主に東部地区に点在する民有林の面積は、**3,823**ha で約12%に過ぎません。森林の植物帯としては、針葉樹と広葉樹の混交林帯で亜寒帯針葉樹林と温帯広葉樹林が併存しています。

国有林の山岳地帯では、トドマツ・エゾマツなどの針葉樹林が広がり、低地になるほど広葉樹林の占める割合が多くなっています。また、山岳地帯に多く見られるシラカバとカツラは千歳市の木に指定されています。

人工林率は国有林、民有林とも25%前後であり、その中で民有林の人工林（**847**ha）は、カラマツ（**532**ha）、トドマツ（**131**ha）、その他（**184**ha）となっています。

森林の構成は、地域住民の生活に密着した樹林から、林業生産活動が実施されるべき人工林帯、さらには、大中径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっています。

市街地に隣接する公園、ゴルフ場、文化財等の周辺の森林は、市民の憩いの場・学びの場として、市街地に近い農村地区に点在する森林は地域の快適な生活を守るための役割を有しており、これらの森林の保全を図ることが求められています。

また、市の中央にはサケが遡上する清流千歳川、その流域には市民の水瓶である内別川に代表される、湧水を水源とする大小多数の河川があり、水源の保全が重要な課題となっています。それと同時に、千歳川流域は水害が起きやすい特性を有しており、洪水被害を防止するためにも、流域の本来有している保水機能を守っていく必要があります。

市内の森林の多くは河川の水源周辺や千歳川の周辺にあり、水源及び流域の保水機能を保全するためにも、森林の持つ機能を最大限発揮する方策が求められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や保安林等の保全により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、本市の森林の特性、森林資源の構成、並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、森林に期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が多く、効率的な森林施業が可能である木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域に設定します。

公益的機能別施業森林については、支笏湖から流出する千歳川、それに繋がる内別川、美々川に代表される数々の支流の源流部及び周囲の森林は水の浸透・保水能力が高いことから、水源涵養機能の維持増進を図るものとして「水源涵養林」、急傾斜地など土砂災害警戒区域に設定されている森林は、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図るものとして「山地災害防止林」、市

街地や農村地区にある防風林等の森林は、地域の快適な生活環境の保全を図るものとして「生活環境保全林」、市街地やその周辺に点在する、公園・ゴルフ場・史跡等の保健・レクリエーション機能を有する森林は、適切な維持管理を推進するものとして「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）に設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林を「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林を「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」、貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林を「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」としてそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進します。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
		水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進します。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の樹木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

【その他必要な事項】

- (1) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- (2) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- (3) 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

(4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。また、下層木の発芽や育成に配慮して十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 集材路及び土場に関する事項

集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

(2) その他伐採に関する留意事項

ア 本市のカラマツ・トドマツ資源は偏った齢級構成となつてはいるが、適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を設置することとします。

ウ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、伐採を控えるよう努めるものとします。

(ア) 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

(ウ) 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等

エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマガラ、シマフクロウ及びクマタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林を実施することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ雑種F ₁ 、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、カエデ類、その他郷土樹種	

※ なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、**地形、地質**、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても務めることとします。

(ロ) 地拵えは、それぞれの地域の**自然条件**、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(ハ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 時 期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月上旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月上旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬～11月下旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月下旬

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の(2)の

アの(Ⅰ)の時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう適期での植え付けとなるよう努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエソマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は 2(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とし、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンハ類やドロノキ・ハンノキ類・ミズナラなど高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^{※注1}の稚幼樹等^{※注2}が幼齢林^{※注3}にあつては成立本数が立木度^{※注4}3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積^{※注5}に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合には、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

※注1 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

※注2 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

※注3 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

※注4 「立木度」とは、幼齢林(おおむね15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{\text{※注6}} \times 10$$

※注5 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

※注6 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300 本/ha	上層(カラマツ)	300 本/ha
中層	3,300 本/ha	上層(その他の針葉樹)	600 本/ha
下層	10,000 本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するととも

に、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ補植を行い更新を確保することとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件等を勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	
林班	小班
82	2-17,19-28,35-37
83	1-14,17,19-24,27,29-35

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
1 (1)による
- イ 天然更新の場合
2 (1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

第2の2の(2)による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返して行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期の目安等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ(グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	18	26	34	44		選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:8年 標準伐期齢以上:10年
トドマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	19	27	35	43		選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	21	29	39	49	59	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:9年

注1 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

注2 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりです。

【下刈】 ①：下刈1回 ②：下刈2回

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽時期										
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

【除伐】 △：つる切り、除伐を表す。

	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽時期										
カラマツ	春		△								
	秋		△								
トドマツ	春			△							
	秋			△							
アカエゾマツ	春				△						
	秋				△						

注 カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能/土壌の保全の機能の高度発揮が求められる森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林又は防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ロ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を伐採しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとした上で、一部を伐採することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、

人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林については、特に効率的な施業が可能な森林として区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとし、

(2) 森林施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考)主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	50年	中庸仕立て	34cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

本市の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとし、

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとし、

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、本市が特に保全が必要と認める森林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以

上の区域を林小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

指定なし

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、本市が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

指定なし

(4) 施業実施協定の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利法人等の活動において1で定めた施業の方法に基づき施業が進められ、またその機能の発揮が期待される取り組み等について、施業実施協定を締結し間伐または、保育その他の森林の施業及びそのために必要な施設の設定等を支援していくことを検討する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における一般民有林の森林所有者は、1ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の65%と大半を占めます。また、市内の一般民有林のうち、25%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森

林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が債務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本市に森林を所有する、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家等の森林所有者の65%は1ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、林業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

森林管理について消極的な森林所有者に対しては、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとし

ます。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項 特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

※ なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ~30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

該当なし

(ロ) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

イ 細部路網に関する事項

(ア) 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(イ) 細部路網の維持管理に関する留意点

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、安定して林業経営を維持できるように支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

本市の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備及び経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより、就労の安定化・通年化を図ることとします。また、広域就労の推進等により、雇用の長期化・通年化を図ることとします。

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしなど、経営の多角化や協業化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本市においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林は、保育・間伐等の森林施業が最も必要な時期となっています。併せて、今後、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向ですが、林業機械化については、林家の経営が零細であることなどから導入の遅れは顕著です。

しかし、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、高性能機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図ります。なお、傾斜地等の地形条件や樹種等に対応した機械化は、本市において重要な課題となっています。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状（参考）	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ（ハーベスタ）
集 材		林内作業車、小型集材機	林内作業車、小型集材機、フォワーダ
造 林 保 育 等	地 拵 下 刈	チェーンソー、刈払機、 ハンマーナイフモア	
	枝打ち	人カ	

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の導入に関する方策は、次のとおりとします。

ア 森林組合を中心とした森林施業の機械化を推進

イ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入の支援

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、低迷しています。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画実行を図り、間伐材の商品化及び需用開発を検討し有効利用を目指します。

林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
木材加工工場	駒里地区	44,600m ³ /年	①				

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が制定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月制定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱うすべての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早急に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の

保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見、及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本市と道の振興局、林業試験場、森林組合、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じて対応することとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域以外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、市、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

千歳・恵庭地域防災計画の一環として、林野火災の予消防対策を定め、恵庭市及び関係機関と連携し林野火災の絶滅を期することとします。林野火災に関する関心を一層向上させるため、積極的に広報誌・ポスター等を活用し、警防思想の普及を図ります。

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、春先の乾燥時期には森林巡視を強化することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と十分協議のうえ、森林法第21条の規定及び「千歳市森林又はその周辺の火入れに関する条例」に基づく市長の許可を受けたうえで行うものとし、

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採促進に関する指導を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象災害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違

反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

- 1 保健機能森林の区域
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、路網の整備状況、その他の地域の実情から見て、造林、保育、伐採及び木材の搬出を、一体として効率的に行うことが認められる区域として、次のとおり定めます。

千歳市内全域	1~54、57~62、64~67、74、76~79、82~84、86~92 林班
--------	--

2 生活環境の整備に関する事項

市街地周辺に点在する森林を都市のアクセントとして整備し、景観及び環境保全機能の向上を図ります。また、臨空都市としての近代化のためにも街の自然環境の維持に努め、また、身近な森林に自然散策路等の施設の整備を図ることにより森林を利用する機会を増やし、森林の持つ機能について理解が得られるよう森林整備の推進を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内の森林から産出され、加工された「地域材」を公共建築物及び公共工作物への利用に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市には、支笏湖周辺を中心とした国有林野に支笏洞爺国立公園、中心部には青葉公園をはじめ多数の公園や緑地があります。近年、生活の向上等に伴い自然とのふれあいが盛んになってきていることから、保健休養、スポーツ、自然観察等にふさわしい場として、森林環境を整備することを目指します。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 住民参加による取組に関する事項

現在、市内の小学校では、総合学習の一環として全学年を対象に、学校近くにある総合公園等を利用し、森林を通して自然に親しむ教室等を毎年開催しており、森林に対する知識を学ぶと同時に森林の大切さを小さなうちから認識できるよう努めています。

また、中学校においても、森林組合等の技術的支援のもと林業教室を開催し、枝打ち等の実施体験や植樹を行うなど、市内小中学校における取組が増えてきています。

なお、緑の少年団、市民による植樹活動への参加も増加しており、今後においても、森林を通じて自然教育の場が広がっていくよう努めます。

このように、林業教室等の開催等により一人でも多くの住民が、森林を身近なものであるとの意識の高揚が図れるよう、住民自らが森林整備に対し積極的姿勢が得られるよう努めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考
中央地区	間伐	4.36	令和5年度実施

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7 その他

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

指定なし

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法第 33 条及び第 44 条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第 34 条の許可又は第 34 条の 2 若しくは第 34 条の 3 の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定められていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

①立木の伐採の方法

(ア)伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次のa～cの3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

- a 禁 伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- b 択 伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- c 皆 伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ)伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ)特 例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ)間 伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

②立木の伐採の限度

(ア)皆伐面積の限度

- a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4

月1日から翌年3月31日までの期間)の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲(限度公表)を超えて伐採することはできません。

- b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。
- d 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐材積の限度

- a 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率(注)を乗じた材積としています。

(注) 択伐率 = (森林の立木材積 - 前回の択伐後の森林の立木材積) / 森林の立木材積
(上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)
なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします(ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。)

- b 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

(ウ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とします。

③ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限りて伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

(ア) 植栽の方法

- a 次の(ウ)に記した指定樹種の満一年以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第1種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内です。
第2種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種 特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

(4) 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

(5) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりです。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。

イ 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

(6) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

(7) その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条
都市計画区域風致地区内の森林	都市計画法第8条
特別緑地保全地区内の森林	都市緑地法第14条

(8) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(9) 森林施業共同化重点実施地区

「森林施業共同化重点実施地区」は、森林施業の共同化を組織的、効率的に行うことを旨とする区域であり、当該地区において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

指定なし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面 積(ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林 ^{かん}	1	全域	16.82
	2	全域	10.84
	3	7,8,21,27, 47,48,90,94,124,141,142,	8.46
	4	5,11-15,18,21,26,27,30-32,34-41,43-52,56, 58-61,64, 67,68,71,72,74-78,82-95,500,939-941,943,951	47.11
	5	7,13	0.20
	6	全域	9.63
	7	10,18,19,37-42,47,49-54,97,99	19.58
	8	全域	8.93
	10	2,4,9-13	19.76
	11	9,12,14,33,35	2.55
	12	19,29-32,37	3.32
	13	全域	22.20
	14	10-16,55,58,65,71-75,77,78,87-94,98-101,103, 150,151	48.77
	15	全域	33.00
	16	1,4, 15-18,20,21,24,25,27-34	18.43
	17	2-5,99	31.31
	18	全域	192.98
	19	全域	22.44
	20	全域	8.88
	21	全域	53.45
	22	全域	23.73
	24	全域	114.61
	25	全域	63.09
	26	3,5,11,12,21-31,33,34,36-38,54,55	14.93
	27	1-3,7,9,10,13-17,20-24,26,28,32,36,37,39,40,43-49, 51-53	22.77
	29	全域	9.08
	30	全域	79.66
	31	1,2,5-10,14,15,17-29,31,34,37,40-42	75.44
	32	全域	114.86
	33	全域	61.29
	34	全域	70.10
	35	3,4,9,16,17,19-30,32-46,48,53,68,69	74.10
	36	1-4,6-8,11-22,24,25,28,29	64.62
	37	1-9,11,14,15,17-34,37,49,51,53,54,57-69	70.31

38	全域	47.20
39	6-9,41-43	17.14
40	全域	1.01
41	1-3,5-9,13-18,20-22,25-27,29,30,32,33	21.51
42	3,5-8,11-13,15,17,18,20,22,23,25-39,44-48,50-64,67-82,84-87,100-108,110,112-114,117,118	54.24
43	全域	34.07
45	5,15,17-29,32,35,37,38,47,51,54,56,57,62-64,68-70,74-78,81,82,94-99	17.38
46	全域	10.02
48	全域	20.98
49	3-7,9-12,15-17,22,23,26,30-36,38,39	44.95
50	全域	101.49
51	全域	25.10
52	全域	92.99
53	1-4,6,10-12,21,28-30,32-63,65-73,76,78-98,101-109,111,112,114,116-124,127,128,131-143,145-153,158-163,165,166,168,170,172-178,180,182,183,187,189-196,198,199,202,204,207-212,214-227,229-250,253,257-268,270-284,286-306,310,311,313-319 (53-312以外の全域)	131.48
57	全域	6.18
58	全域	43.53
59	全域	2.44
60	全域	19.96
61	3-19,22,-31,33-36,38-42,44-47,50-56,61,63,64,500,502	85.01
62	全域	22.39
64	全域	94.63
65	全域	29.13
66	全域	143.80
67	全域	113.70
74	全域	20.20
76	全域	78.72
77	全域	71.23
78	全域	108.11
79	11-15,20-73,75,78,80,82,83,85-88,102-107,112,113,118	131.20
82	全域	86.86
83	全域	128.69
84	全域	48.03
87	75	0.04
88	全域	7.05
89	全域	8.80
90	全域	16.24

	91	全域	2.56
	92	全域	0.80
山地災害防止林	該当なし		
生活環境保全林	3	96	1.46
	28	全域	18.57
	41	34-39	0.50
	42	42,43,88,90,91	0.96
	44	6-9,19,20,26,31-33,35-38,42,44	14.52
	45	11,30,31,33,36,84,85,88,90,100	2.82
	47	全域	5.01
	49	18-21	9.00
	53	312	1.44
	54	全域	35.64
	55	全域	9.82
	61	21,48,49,60	2.54
	86	全域	6.18
	87	1,2,7,8,13,14,18-23,32,34,36,38	11.23
保健・文化機能等維持林	7	1-4,7-9,13,20-30,34,35,96	12.29
	26	1,2,4,14,16-20,32,35,41-46,48-53	23.24
	27	18,19,25,27,29,30,33-35,41,42	8.60
	31	3	0.20
	79	1-10,16-19,74,76,77,81,89-100,108-110,114-117	36.56
	87	66-74,83-86	10.28
木材等生産林	4	63	0.64
	5	2,3,14-19	13.51
	6	42	2.88
	8	40	2.71
	10	5-7	2.16
	11	5,10,11,15-20,28-30,37,38,40-42	34.00
	12	1,4-18,20,22-24,26-28,33-36,38-40,50,51	92.37
	14	76	0.92
	16	2,22,36	28.60
	17	1	1.68
	18	全域	192.98
	19	5,7	5.06
	24	1-7,13-18,22,23,26,29,30,33,34,36,40,41,43-45,48,52-54,56	112.29
	25	10,11,13-21,28-33,35,40,56,57,59-64	48.71
	29	全域	9.08
30	55,59,70,79	19.09	

	31	1,2,14,15,17-29,31,34,37,40-42	65.94
	32	12,19-26,28-30	93.75
	33	12,15-17,21,22	30.20
	34	14,17,19,21,25,27,28,30	27.62
	35	18-20,22,24-30,32,47,61	51.12
	36	3,4,6-22,24,25,27,28,29	78.25
	37	10,12,13,16,39,42,46,50,53,56	25.96
	39	1,2,4,10-13,21-25,44-48	46.50
	41	9	3.68
	43	34	0.76
	44	16,17	0.20
	45	70	1.86
	51	24	1.94
	52	17,43	1.76
	64	83,85	1.80
	65	19	1.40
	66	全域	143.80
	67	1,4,8-13,15-22,28-32	42.35
	76	全域	78.72
	77	全域	71.23
	78	全域	108.11
	79	11-15,20-72,86-88,118	120.24
特に効率的な 施業が可能な 森林	5	16-18	0.68
	6	42	2.88
	8	40	2.71
	11	10,19,20,37,38, 42	11.85
	12	4,7,11,15,34,50	5.24
	19	7	1.30
	24	6,13,15,17,22,23,26,33,36,40,41,43-45,52,53,56	46.29
	25	13-18,20,31-33,35,57,59,61,63	13.76
	30	70	0.40
	31	1,14,15,19-21,23-25,29,31,37,40,42	34.65
	32	20-23,30	61.38
	33	12,21	5.12
	35	24-30,32	13.66
	36	11,12,17-22,24,25,28	22.59
	37	16	1.16
	39	10-12,21-25,48	8.90
	41	9	3.68

	43	34	0.76
	44	16	0.12
	45	70	1.86
	51	24	1.94
	52	17,43	1.76
	64	83	1.50
	65	19	1.40
	66	8,10,12,14-20,27-29	39.04
	67	4,8-13,15-22,28,29,32	38.05
	76	8,10-12,20	3.92
	77	2,3,5-7,10-12,14,17-25	9.67
	78	1,5-10,14,17-20,23,24,26,28,33,38,40-45,47-51,53,54,56,57,59-72	54.71
	79	12-15,21,23,25,27,29-31,34,35,37,38,40,42,43,45-48,50-56,58,59,61-63,65-70,118	64.76

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン	82	1-17,19-28,35-37	86.46
	83	1-14,17,19-24,27,29-35	98.40
生物多様性保全ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ			
保護地域タイプ			

【道有林】

該当なし

別表2 公益的機能別施業森林における施業方法

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準※注1（参考）
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	16.82	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	全域	10.84	
		3	7,8,21,27,47,48,90,94,124,141,142,	8.46	
		4	5,11-15,18,21,26,27,30-32,34-41,43-52,56,58-61,64,67,68,71,72,74-78,82-95,500,939-941,943,951	47.11	
		5	7,13	0.20	
		6	全域	9.63	
		7	10,18,19,37-42,47,49-54,97,99	19.58	
		8	全域	8.93	
		10	2,4,9-13	19.76	
		11	9,12,14,33,35	2.55	
		12	19,29-32,37	3.32	
		13	全域	22.20	
		14	10-16,55,58,65,71-75,77,78,87-94,98-101,103,150,151	48.77	
		15	全域	33.00	
		16	1,4, 15-18,20,21,24,25,27-34	18.43	
		17	2-5,99	31.31	
		18	全域	192.98	
		19	全域	22.44	
		20	全域	8.88	
		21	全域	53.45	
		22	全域	23.73	
		24	全域	114.61	
		25	全域	63.09	
		26	3,5,11,12,21-31,33,34,36-38,54,55	14.93	
		27	1-3,7,9,10,13-17,20-24,26,28,32,36,37,39,40,43-49,51-53	22.77	
		29	全域	9.08	
		30	全域	79.66	
		31	1,2,5-10,14,15,17-29,31,34,37,40-42	75.74	
		32	全域	114.86	
		33	全域	61.29	
		34	全域	70.10	

35	3,4,9,16,17,19-30,32-46, 48,53,68,69	74.10
36	1-4,6-8,11-22,24,25,28,29	64.62
37	1-9,11,14,15,17-34,37,49,51,53, 54,57-69	70.31
38	全域	47.20
39	6-9,41-43	17.14
40	全域	1.01
41	1-3,5-9,13-18,20-22,25-27,29, 30,32,33	21.51
42	3,5-8,11-13,15,17,18,20,22,23, 25-39,44-48,50-64,67-82, 84-87,100-108,110,112-114, 117,118	54.24
43	全域	34.07
45	5,15,17-29,32,35,37,38,47,51, 54,56,57,62-64,68-70,74-78,81, 82,94-99	17.38
46	全域	10.02
48	全域	20.98
49	3-7,9-12,15-17,22,23,26,30-36, 38,39	44.95
50	全域	101.49
51	全域	25.10
52	全域	92.99
53	1-4,6,10-12,21,28-30,32-63, 65-73,76,78-98,101-109,111, 112,114,116-124,127,128, 131-143,145-153,158-163, 165,166,168,170,172-178, 180,182,183,187,189-196,198, 199,202,204,207-212,214-227, 229-250,253,257-268, 270-284,286-306,310,311, 313-319 (53-312以外の全域)	131.48
57	全域	6.18
58	全域	43.53
59	全域	2.44
60	全域	19.96
61	3-19,22,-31,33-36,38-42,44-47, 50-56,61, 63,64,500,502	85.01
62	全域	22.39
64	全域	94.63
65	全域	29.13
66	全域	143.80
67	全域	113.70
74	全域	20.20
76	全域	78.72

		77	全域	71.23		
		78	全域	108.11		
		79	11-15,20-73,75,78,80,82,83,85-88,102-107,112,113,118	131.20		
		82	全域	86.86		
		83	全域	128.69		
		84	全域	48.03		
		87	75	0.04		
		88	全域	7.05		
		89	全域	8.80		
		90	全域	16.24		
		91	全域	2.56		
		92	全域	0.80		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林※注2	82	1-17,19-28,35-37	86.46	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下	
		83	1-14,17,19-24,27,29-35	98.40		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林※注3	該当なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	3	96	1.46	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			7	1-4,7-9,13,20-30,34,35,96	12.29	
			26	1,2,4,14,16-20,32,35,41-46,48-53	23.24	
			27	18,19,25,27,29,30,33-35,41,42	8.60	
			28	全域	18.57	
			31	3	0.20	
			41	34-39	0.50	
			42	42,43,88,90,91	0.96	
			44	6-9,19,20,26,31-33,35-38,42,44	14.52	
			45	11,30,31,33,36,84,85,88,90,100	2.82	
			47	全域	5.01	
			49	18-21	9.00	
			53	312	1.44	
			54	全域	35.64	
			55	全域	9.82	
			61	21,48,49,60	2.54	
			79	1-10,16-19,74,76,77,81,89-100,108-110,114-117	36.56	
		86	全域	6.18		

		87	1,2,7,8,13,14,18-23,32,34,36,38	11.23	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	87	66-74,83-86	10.28	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】
該当なし

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	10～22、24、25、29～39、41～43、48～54、57～62、64～67、74、76～79、82、83 林班	3,409ha